

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【1】」

2. 日時：令和2年6月29日(月) 14時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、鈴木主任安全審査官、浅沼安全審査官◎、  
薩川審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、田邊係長、奥田専門職

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー 他10名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・大飯発電所第3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール(案)
- ・大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・大飯3号機 設計及び工事計画認可申請書  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/RTS/300000489.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/RTS/300000489.html))
- ・大飯4号機 設計及び工事計画認可申請書  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/RTS/300000489.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/RTS/300000489.html))
- ・大飯発電所第3号機(4号機)火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。慣性力でございます。本日はお時間いただきましてありがとうございます。それと本日このエリアの火災感知器のバックフィットの設置以降に御説明ということで進めさせていただきます。
0:00:17	こちら事業本部から参加しております、私ウシジマでございます。討論お願いいたしますそれでは本日の資料の確認とあわせまして、事務局のオキタから今説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。
0:00:33	よろしくお願いたします関西電力原子力事業本部のオキタです。
0:00:37	まず資料の確認からさせていただきたいんですけども、資料の0で書いております資料リストのほうをご覧ください。
0:00:46	まず資料1としまして審査スケジュールのほうを受けております。
0:00:50	資料2-2としましてパワーポイントの資料0 審査会合資料案をつけ足させていただきます。
0:00:56	資料3 資料4で、実際の審査になる3号と4号機の設計及び工事計画認可者の中身をそのまま出させていただきます。資料5としまして、今回の補足説明資料をつけさせていただきます。
0:01:12	こういうちょっと1点、申し訳ないんですけども、資料1のほうには右肩のほうに資料か設けさせていただきます。次は2た資料5まで、右肩のほうに資料番号が増えておりますので申し訳ありませんけれども、よろしくお願いたします。
0:01:27	まず資料1の選択スケジュールのほうから説明させていただきました。
0:01:33	ページの制約ご確認ください。
0:01:38	このページの方で大飯34号機の建屋換気系に係る今回の審査スケジュール案のほうをさせていただきます。
0:01:47	まず一番上に審査機関のほうでさせていただきます。先週の金曜日5月26日に実際に申請をさせていただきます。
0:01:56	それから、認可時希望としましては0.1年後の6月後半をこちらとしては想定しております。
0:02:05	ここでちょっと2ページ目以降の資料に追加ですけれども、2ページ目以降に、2月に実施させていただいたら、面談のスケジュールのほうにつけさせていただきます。
0:02:17	ページめくっていただきまして、右肩3ページ、3って書いてあります資料についてですけれども、
0:02:23	この資料が、

0:02:25	前回のつけ足したスケジュール案でして、今回の申請としましては、大飯 34 号機にありますので、第 1 グループと書いておりますところが今回の申請範囲のほうになります。
0:02:37	後続としましては、高浜 34 号機、仙台 12 号機、玄海 34 号から 3 号機と第 2 グループとして申請をいただいております。
0:02:46	第 3 グループとしましては、高浜 12 号機と美浜 3 号機の方がいて再稼働後に申請予定としております。
0:02:55	ページ目戻っていただきまして、
0:02:58	本日は 6 月 29 日の審査概要から保険名称まで一通り説明させていただく予定です。
0:03:07	ね。審査会合につきましては 7 月後半を全体内容全体外の説明としまして、1 回予定しております。
0:03:17	審査会合までにもう一度ヒアリングをさせていただくというスケジュールで 7 月前半に丸つけさせていただいております。
0:03:25	中身としましては、基本的には審査概要設計方針の縦棒に缶詰説明書と補足のほうが今回なってくるかと思っておりますので、この内容について、2 回目以降のヒアリングについては 0 といたしていただいております。
0:03:41	審査会合の改定なんですけども、今想定では 4 回想定しております、非常用予備として 2 回を想定してできるだけ 6 月、後半の認可期限希望としては、掃気考えております。
0:03:58	スケジュールとしてはまず以上になります。
0:04:02	続きまして、
0:04:04	これ資料の補足説明資料にちょっとなって申し訳ないんですけども。
0:04:11	補足説明資料の 1 ページめくっていただきまして、
0:04:16	ベントと若干ちょっと一旦スケジュールのところでお話をさせてください。事務はい。
0:04:25	そう。
0:04:32	どうぞ。
0:04:35	設備。
0:04:38	規制庁サツカワですけれども、
0:04:42	そうし全体的潤うまあ何となく内容に応じてなんかとサイズみたいな形で典不正まえますけれども、
0:04:51	もうちょっと効率的にというか、こんなに時間がかからずともできるんじゃないかなというような気はちょっとして、

0:05:01	この資料についてはとりあえず案として今示してもらってますけれども、こっち側の
0:05:08	審査の進捗というか、考え方とかもあるので、この資料についてはちょっと修正が必要かなと、とりあえずは考えてますので、具体のスケジュールの中身についてはちょっとこっちで、
0:05:20	中での検討もありますので、次回ヒアリングぐらいまでにはこれぐらいの想定でいきたいと思っておりますということを回ってできればなと思っております。
0:05:30	はい。
0:05:31	はい、了解しました。
0:05:35	規制庁山口です。すみません。
0:05:39	B
0:05:41	国民の皆さんのスケジュール感をちょっと教えて欲しいんですけども、
0:05:53	関西電力のオキタで深い2グループ以降なんですけども、返却しました。今高浜34号機を控えておまして、1回この大飯34号機で論点となる箇所の議論が終わりましたら、速やかに今の予定では12月をめどに申請をさせていただきますかと思っております。
0:06:11	も論点の内容が固まっていますので審査期間としては大体半年を今、こちらとしては想定しております。
0:06:22	12月画期的ヤマグチ12月つつうん中の申請ということですね。
0:06:29	そうですねイメージとしてはそれぐらいになると思っております。
0:06:33	訂正等、
0:06:35	わかりました。はい、とりあえず現時点ではそれで結構
0:06:52	はい。続きの説明をお願いいたします。
0:06:57	はい。続きまして、先ほど資料だろうこの補足説明資料のほうになりますけれども、
0:07:05	1ページめくっていただいて、目次のほうにつけさせていただいております。
0:07:10	ここで冒頭発の育たって書いておりますしてどうかというのは、5-1断層の端部までの内容について説明させていただこうと思っております。実際としては、今回の申請範囲について当条文整理で今回の欠航に添付する資料の整理について説明させていただきます。
0:07:28	71ページです。
0:07:32	71ページを開いていただきまして、まず申請範囲についてということで、やっぱり2月の面談の時に同様の内容を説明させていただいているんですけども、

0:07:42	大きな考え方としましては、設計基準対象施設と重大事故等対処施設整備とFa等、重大事故等対象施設は特重設備については切り分けて申請をしていこうと思っております。
0:07:57	下の絵に書いていますのは高浜3号機の特重の基本設計方針なんですけども、1.10BとFA1.2と来ると切り分けて基本設計方針を書かせていただいておりますので、今回の申請範囲としましては、意見1-0BとFAの範囲を申請範囲と考えております。
0:08:16	1.6じゃん特重につきましては、決算時期にまた申請を考えております。
0:08:24	次のページ72ページ目見ていただきたいんですけども。
0:08:28	これは火災区域区画の平面図で申請範囲を示させていただいております。
0:08:33	基本的にDBSAに係るエリアとしましては原子炉補助建屋であったり格納容器のエリアについて、今回申請範囲としております。特重建屋につきましては、一部格納容器であったり、原子炉補助建屋の塾生リブがあるんですけども、この内容につきましては、今回の申請範囲に
0:08:52	埋めるような形としております。
0:08:56	申請範囲の説明については以上でして、73ページ目の条文整理表について、資料について説明させていただきます。
0:09:07	今回条文整理表につきましては、火災防護設備のうち火災感知設備における適用条文を整理してその結果の方の方で考えさせていただいております。
0:09:18	適用要否判定と書いております。74ページ目の表になるんですけども、それでもあれであれば適用条文である今回の申請で適合性を確認する必要がある以上は山岳であれば、漁場目にあるんですけども、繊維適合性が確認されている状態。
0:09:35	また、工事計画に書かれない影響を受けないことが明確にできる条文ということで参画
0:09:42	江畑につきましては適用を受けない条文として整理させていただいております。
0:09:47	実際74ページ目の表をつけているんですけども、今回、新ええと。
0:09:54	大庄常務になりますので、まず基本的になります、8条の立入の防止、
0:10:00	それでは、9条の
0:10:04	小穴審議等の防止、
0:10:07	目指11条はDBIに関わる火災の損傷の防止、
0:10:12	続きまして第2次のページの13条の安全避難通路等、
0:10:17	で脅威などと考えております。

0:10:20	最後にFO-A側の 52 条の 3 要素の防止も、今回はし対象条文があると思っております。
0:10:28	この位置に分けて見させていただく必要がない 18 条と 9 条と 13 条におきましては、
0:10:36	工事計画設計の内容に変更がなく、今回の内容に関係しないため、審査対象条文とならない値と表 3 が補足させていただいております。
0:10:47	11 条と 52 条につきましては、
0:10:50	今回火災感知器流動性しますんで火災区域及び火災区画の火災を早期に感知できる設計であることの確認いただく必要があると思っておりますので、審査対象条文として丸をつけさせていただいておりますし、
0:11:06	条文底辺につきましては以上でして、
0:11:10	81 ページ目。
0:11:12	今回の申請に添付する書類の整理のほうになります。
0:11:17	ちょっと待ってください。すみません。
0:11:19	はい、お願いします。
0:11:23	そこは適用条文の話を
0:11:26	してもいい。
0:11:28	はい。はいどうぞよろしくお願いします。鈴木です。
0:11:33	8 条 99 条なんですけど、
0:11:38	8 条、9 条、
0:11:40	ていうのを、
0:11:46	様相はという言い方。
0:11:49	スズキになってるんですけど、これが、
0:11:53	細胞設備
0:11:56	どう、どう絡んでくるんですか。
0:12:04	基本的にこれらの条文につきましては原子力発電所構内にある設備を追設する場合には、共通的に関わってくる条文と思っておりますので、そこから工場と発電所一つ出ているので。対照条文としております。
0:12:21	そう。
0:12:25	これは施設を
0:12:28	設置する場合は、
0:12:31	わかるんですけど、設備、
0:12:34	学校上等にはにかかっているんですか。
0:12:38	はい。

0:12:44	今ご質問御確認をいただいているのはあれですね施設として追加する場合には 89 条の適合性を確認しているけれども、今回いろんな施設の中に感知器という設備だけを増設する場合においては、
0:12:59	確認を要しないのではないかという比
0:13:03	読み方にではないかと、今まだ新しいウシジマそのように受けとめましたが、スズキです。そう。そう学校傘を
0:13:15	はい。
0:13:16	こういう理解ではないということで今御説明された。
0:13:20	いや、そこがあるような人と確認し、
0:13:27	弊社のほうで確認させていただきます。はい、ちょっと施設と違うんじゃないかという点については、今私どもの中でも確認された決算書の
0:13:41	避難通路ですね、原子炉施設。
0:13:44	ていうところも私は同じかと思ってたんですけど。
0:13:52	あわせてちょっと 8 条と 9 条の 13 条の施設という観点で拾っているのか、今回の設備の申請でかかるのかというのは、本件ついてとか確認いたします。
0:14:11	はい。
0:14:13	えっとかですね、ネットで続きをお願いします。
0:14:18	はい、わかりにくい取引ということで説明させていただきます。
0:14:24	先ほどスズキで 81 ページ目から今回の設工認の添付する書類の整理について記載をさせていただいております。
0:14:33	82 ページ目を見ていただいてから聞いているのが、
0:14:38	資料のほうになります。
0:14:40	まず、共通的な成果としましては、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書ということで、許可しなかった点ご確認必要があるため、今回必須いただいております。
0:14:53	続きまして、海盆に関する説明書として、今回、感知器用立てしますので、早期感知ができる設計であることから、説明する必要があると思いますので、添付資料として添付させていただいております。
0:15:07	続いて火災防護設備に関する添付資料なんですけども、今回、感知器と受信機盤を同定しますので、耐震性に関する説明書のほうも添付させていただいております。
0:15:20	最後にこれも共通的なものがあるかもしれないんですけども、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
0:15:27	ご意見も設計に関する品質管理の方法等を示せばありますので、添付させていただきます。

0:15:36	補足説明資料の内容としまして、まず先に説明しておきたかった内容としては以上になります。
0:15:44	この後、すいません審査会合資料に入りますので一旦ここで今の質問あればお受けいたします。
0:15:51	規制庁です。
0:15:54	まず今回の申請範囲が、
0:15:58	やっぱり方法提出の設計方針のほう、これわかるけど。
0:16:09	先ほども耐震性についてなんですけど、
0:16:14	これは
0:16:18	耐震クラスっていうのは設定されていなくて、
0:16:23	当火砕方法の
0:16:27	以上じゃないかな。
0:16:32	29 の
0:16:35	隆起上、
0:16:38	この税。
0:16:39	要求される自然現象の組み合わせのところ、
0:16:44	以上が出てくると。
0:16:46	なので、
0:16:49	耐震クラス分けをしているわけじゃなくはないが、やっぱり防護に関する施設でしようかと思うんで。
0:16:57	最終版する説明書の別添が出てくるという、そういうイメージだったんですか。その通りでしたの五条から飛んできている本体設備の耐震性無線系でなくて、
0:17:13	説明書のほうから減った分で別添という形で今回申請の確認を示す説明書をお出しするという構成でございます。三番目に、
0:17:27	最近、9月はこれないんでしょうか。
0:17:32	耐震Cクラス機器いただきませんしております。はい規制庁鈴木等と基本的方針の共通項目の耐震のところ、Cクラス分けはされているということ。
0:17:45	なんですね。
0:17:51	基本的に本センターの耐震のB02 回体験を設計方針のことでよろしいでしょうか。細胞
0:17:59	考えが個別項目やって、
0:18:02	4項目として、
0:18:04	最終のところは書いてあるの火災の方のイッキョク同じであるということですかよね。
0:18:12	具体的に言うと、



0:18:17	はい。
0:18:18	はい。
0:18:21	はい。
0:18:22	はい。
0:18:24	申請書の
0:18:27	035ビルといの粗利浅地 8431 ページですね。
0:18:35	1、
0:18:38	また、MOいの基本の方針の中のところで、
0:18:44	項目については第1章のところ減税特許お話なんていうことが、IRSという見込んでいるわけですね。はい、そうですね。そこで都合と都合5中の
0:19:04	自然現象として多分耐震が相手だと思ったんですけど。
0:19:09	そこで費だけがされているかどうかっていうと見ていたんでしよし、
0:19:19	ちょっと確認いたしますがはい尻尾大元の耐震設計の人類は期待するところおっしゃっていると思いますので、例えばそこでは、耐震設計Cになっているという理解でございますけれども、規制庁鈴木です。
0:19:35	そういう意味で言うと、今回の最新版の説明書の別添ここはCクラスに関係ないところなんかでもCクラスから出てくる。
0:19:47	引き続き、これはC学校機能維持を求められてますAc格好Ss確認してるという説明書まずギャップですけど。
0:20:01	機能維持、正式なんですけど、それはページだっていうのはわかるんですけど。
0:20:07	Cクラスであることの確認っていうのは、この別添の中には出てこないんですよ。
0:20:15	はい。
0:20:17	ウシジマですが、今おっしゃっておられるの本体、先ほどおっしゃった海進の大元の文章のほうでC-1定義づけがされていて、別添2飛んだときにはC格好Ssの機能維持を確認してるんですが、
0:20:32	お尋ねに御確認されてるのは、今の飛んだ別添のほうで、
0:20:39	地域をSsを定義しているかということです。すいません、規制庁、鈴木市学校閉鎖を整理しているからやらなくて、
0:20:49	はい、どこで確認してる耐震性をSs機能維持だけということで、
0:20:55	はい。
0:20:56	それはおっしゃる通りです。新クラスについては、
0:21:02	別添ではなくって、最新のほうの資料3-1から3-7A3の6まで棚の中に9月の方針がうたわれていて、

0:21:13	はい。これ設計するっていうことが書かれているということですね。
0:21:18	はい、そうですそうです。おっしゃる通りです。そうするとですね。
0:21:23	共通項目の
0:21:25	耐震のところですね。
0:21:27	2ポツの基本設計方針ってのは、今回これ再掲されてないんですけど。
0:21:33	引っかかると思うんですが、
0:21:36	はい。
0:21:40	おっしゃっておられるのはそうですね、変更前後で変更なしとしてるんだけど、臨空の部分がうまく貼れてないんじゃないかということをおっしゃってるんですねと。
0:21:53	基本的な方針で、
0:21:55	Cクラスの話がないのに、
0:21:58	いきなり耐震に関する説明書で、
0:22:01	Cクラスの方針が3-1から3-6の資料で書いてありますっていうふうに言われてもですね、何か繋がらない気がするんですけど。
0:22:10	はい。
0:22:11	わかりました。冒頭のきっかけとなる場所の切り出しの部分が私どもの基本設計方針の差共通項目のところでは頭書きがないよということをおっしゃられているということ。
0:22:26	はい、そうですね火災防護の説明消防
0:22:30	同じなのかなと思っていて、
0:22:34	この結果報告については別途中身が書いてあるけど、まとめの9項目ですね、僕の
0:22:43	確か予の辺りに火災がなかなか話が
0:22:47	もともと入っていたと思ったんですけど。
0:22:51	地域戦略ですね。
0:22:53	はい。
0:22:55	それがないっていうもういきなり個別項目だけで、
0:23:00	火災防護の説明書のところにポンプで話は全部閉じるんですかね。
0:23:11	1確認して、もしそれが立ち会いであるとすると。
0:23:17	今日の報告のところは、県立説明書のほうで記載してですね。はい、そこから個別事項として火災防護の実名収束ような形式になったと思うんですが、
0:23:30	はい。ちょっとそこが、

0:23:32	共通項目に係るのかわからないのか含めて確認いただきたいんですけどありますppmのやり方では、今後体制下において既耐震性に関する説明書が登場しない構成になっているということ。
0:23:47	はい、御指摘いただいてるんだと理解しましたので確認いたします開放問題の説明書のほうですね。
0:24:01	規制庁鈴木です。
0:24:03	はい、聞こえてますか。
0:24:05	聞こえております辺りも同じようにしていただきたいんですけど、よろしいですか。
0:24:11	はい。
0:24:12	了解いたしました。
0:24:22	はい。
0:24:23	それでは、はい、ただいまの件核にいたしますのではありません。また次回ヒアリングの際に御回答したいと思います。それでは申し訳ございませんが、お手元の資料で資料の2をお願いしたいと思います。
0:24:39	資料の2でございますが、
0:24:42	パワーポイントのイメージで審査会合資料を念頭に作成しているものでございます。これから私ウシジマのほうから御説明差し上げますので、よろしくお願いいたします。それでは所冒頭1枚目はヘッダーの仕方タイトルでございますので、
0:25:01	各コードいたします。右肩の7ページ以降で申し上げていきますのでよろしくお願いいたします。次のスライド11ページのところはまさしく今、補足説明資料で、今回の審査の対象となる資料項目。
0:25:19	もう洗い出したものでございます。資料の中で今、耐震性に関するところ説明書の抜き出してくるところとか、確認を求められましたので、そのあたりちょっと確認をいたします。1枚目は以上でございます。スライドにお願いいたします。
0:25:38	スライド2の先ほどオキタから説明いたしましたペレット各条文に対する姿勢整理でございます。先ほども御質問から参りますと、89条、13条といったところ、これ先ほどの資料では、参画としていたところでございますが、
0:25:58	これについては施設のが変わったときはわかるんだけど、設備として加わったときにはいかがかというご質問をちょうだいしましたので、ちょっと確認をいたしましてその整理の結果をまたこちらの方にも反映することといたします。
0:26:14	3ページをご覧ください。スライド3列
0:26:19	政府予算は、今回の

0:26:22	平成 31 年 2 月 13 日に開設されました基準を改正前後という形で定義されるものとなっております。この中でポイントとなりますところは表の中の 2 段目と 3 段目、とりわけ 3 段目でございますが、
0:26:38	2 段目のところは左コミュニティでは退避してございますけれども、基本的に感知器を異なるか力量をそれぞれ設置するということと、この頃、誤操作道路する方策を講じた要求事項は変わりはありませんので、
0:26:54	2 番目につきましては変更はないと解釈してございます。今回の審査で見ただくコメントとしましては、次の 3 段目のところの感知器についてはというところで、小LOCA施行規則に従って網羅もらって、を確保しながらつけていこうと。
0:27:13	いうところですね、ここについて今回基本設計方針に明確化させていただいておりました、審査いただくということでございます。
0:27:23	あと、一番下から下段でございますが、4 番目は、JA従前中央制御室工事になっていたものが等がなくなったというところでございますが、これにつきましては後程御説明いたします。4 ページ目をお願いいたします。
0:27:40	4 ページ目はこの改定の際に設けられた経過するときのことでございますが、当時、この文章中で太線性太字で下線を引いてございますけれども、経過措置としまして、平成 36 年 2 月 13 日、
0:27:57	今西暦でもさが 2024 年の 2 月の以降の運転開始までの期間が設定されてございます。右側の申請による正対する対応としましては、今回大飯 34 号機、が 1000 申請をいたしますけれども、
0:28:15	弊社の場合、名は 3 号機、高浜 1 から 4 号機、大飯 34 号機、各プラントともです先着手が実施してございます。おります。あと今回ホール 34 号機の後、後続プラントも、
0:28:31	先ほどご質問を受けましたが、この審査内容を踏まえて、12 月以降にして申請する予定で考えてございます。
0:28:42	5 ページ目をお願いいたします。先ほどスケジュールで細かく見ていただきましたので、5 ページのところはですねスケジュールといいますよりは、この中でポイントとして下に趣旨箱で書いているところを御説明いたします。
0:28:59	今回 6 月 26 日に大飯の三、四号申請して仮に 1 年という認可補強という線を引いてございますが、下に書いております。このところですが、今回審査いただく感知器増設については先ほども御説明しましたように、
0:29:16	先着手して、すでに工事は衛星進め始めてございます。それは別個、他のプラントについても同様でございます。その中で 12 としてございますが①は障防法通りに設置するもので、

0:29:32	これはプラントの運転状況に関係なく、設置可能なものというものを今先行着手して進めてございます。この中身につきましては、今回審査いただきましても、ここは論点になるというふうには考えてございませんで、
0:29:47	論点となりますのは次の方に②番の項目でございますけれども、それ以外の付け方個別の設計を用いてるものとするところがですね、今回申請をさせていただいてその中身を確認いただいて、
0:30:04	この認可をいただいた後に対策工事として反映していこうということで考えてございます。
0:30:11	つばいことで、効果を個別設計の部分ですね、論点となるところについて内容を固めて、工事に反映していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします 6 ページをお願いいたします。
0:30:26	6 ページでございますが、これは用い情報という形で整理してございますが、先ほどございました基準の中の感知器のですね、消防法施行規則に基づいて設置するという点で上の箱の中の②番のところでございますが、
0:30:44	そこを踏まえた形で設計方針としてどのような対応とるかということを書いております。で、三つの矢羽がございまして、1 番目の矢羽も各火災区域によって異なる感知アンチ方式の感知器を設置する本市
0:31:02	これを従前から記載しておりまして、これが変わるものではございません。
0:31:06	また、2 番目の矢羽もこれも従前と同じということですが、作動対策についてですね、アナログの感知器を採用するという事で基本対応いたしますけれども、そうでない場合にも火報最高対策マニュアルに基づいて対応する或いは個々の
0:31:24	設置場所を考慮した設計で対応するというところでございます。この辺りも依存から考慮している事項ではございます。今回三番目の矢羽根として書いてあるところになりますが、両方の施行規則の 23 条の第 4 項、
0:31:41	また 1 号ということで、この中にですね、感知器設置の除外規定等々ございませんですけど、この辺りを少しでも解釈を踏まえて、個別の設計も含めて、感知器の設計をしております。
0:31:59	この一般的な設計につきましては 7 ページをご覧ください。
0:32:04	7 ページのところですね、大きな流れとして、設計のパターンを分類してございますのでここで、弊社の設計のあらましをご理解いただければと思います。
0:32:18	左の下の箱が各課火災区域なり国なりといったところについて、個別に設計を判断していくというフローにしております。まず下に起きたときに、23 条 4 項第 1 号に該当するかと。
0:32:34	いったところでここはNoに行きまして、それ以降ですね、このフローの中でエフテック系系ABCD全員BCDといったところいろいろ四つの区分に分かれていくということでございます。

0:32:50	で大きくまずご理解をいただきたい点としましては、このそこの中でですね、1たん下において、2314 項 1 号口に該当する場での嫌がって、
0:33:05	横に行きまして取付面高さが 20 メーター以上という設問をここでノーで横に行きまして、煙感知器は非設置要件になるものは、これが(イ)確保ちいとあるんですが、
0:33:20	これにも該当スパイということで、設計となるところの一番右端に行ったわけですが、この設計Aとなるところを一般エリアと私たちは整理いたしました。
0:33:35	この一般エリアというところにしても、時こう見ていただきたいんですが、全体の約 8 割に相当いたします。今回全体を再度改めて設計しました結果、一方向の設置がかなり異なる 2 種類の感知器が設置できるというものが全体の 8 割である。
0:33:54	まずそのようにご理解発災での心の 2 割がですね表の下にありますように、これから御説明個別に御説明いたします。AKBからでいいの特殊モリヤと書いてございますが、ここのヒアリングというのを、
0:34:12	環境条件に応じた設計をトップというところでございます。平たく申しますとその希望に書いてますが、消防法の設置要件通りに異なる種類の感知器が設置できないエリアであるというところでございます。この天文弁 200 万とと考えてございます。
0:34:30	本部が赤で厳しい。
0:34:34	1 一度このフローで説明いたしますと、変位設計Bはですね一番Ac左側の下に流れるところでございます。問いかけは、時流が減りする場所か否かということでイエスとなると思います。次ことで、屋外にあるような屋外 2 本、
0:34:53	大飯てるようなエリアが設計Bでございます。後で、後程個別に御説明
0:34:59	で、設計士が真ん中の段をご覧いただきたいんですが、上のほうから取付面高さが 20 メーター以上でおりてきた分後にこの感知器の指定要件には該当しないとみなされた判断されたところが成型しということで、
0:35:19	高い天井があるところというところになります。あと最後に設計でございます設計Dは右側からですね、煙感知器の設置要件に該当する煙感知器を設置するのに適切ではないと考えてございます。
0:35:36	高線量エリアということで、廃棄物庫とかフィルタ室といった個別の価格はこれに該当すると考えてございます。ではただいまより、個別の説明に入らせていただきますので、8 ページをご覧ください。
0:35:52	ただ個別説明申しましては 8 ページは先ほどの設計の一定の一般エリアでございます。

0:36:00	8 ページは先ほど 80%が異なる感知器をつけますと、申し上げた点でございます。大きく分けて三つに分類してございます。一つは、この左側の表の左側をご覧くださいなのですが、
0:36:16	質問をわかりやすく申し上げますと、部屋の高さといいますが、そういう感知器の取り付け面の高さが 8 メーター未満であるというような区画につきましては、煙感知器と熱感知器の組み合わせで設置するというところでございます。
0:36:32	2 番目は、それよりも高さがもう少し高いところでして、8 メーターから 20 メーターの慣性ところですが施工の場合も煙感知器が大丈夫なんです、感知器が適さないということで、熱にかえてホームの感知器を組み合わせるところでございませう。
0:36:51	最後の段ですが、海水管トンネルエリアというものがございませう。これは後程絵を用いてご説明しますが、こちらにも煙感知器は使えて海底光ファイバーケーブルを使うという件とございませう。
0:37:07	あと合わせて、この後御説明いたしますけれども下に発送黄色のハッチングで箱で囲ってございませうが、海水管トンネルというところにつきましては、不燃物しかわからないところについては感知器を設置したいとございませう。
0:37:23	この説明につきましては、平成 15 ページをご覧ください。すいませんPowerPoint飛びますが 15 ページをお願いします。
0:37:34	はい。
0:37:36	この 15 ページで、今は一般エリアというところの波及拡大に異なる感知器を組み合わせますよというカテゴリーの中の話でございませうが、この改正関係というものをご覧ください今調べていただいておりますけれども、
0:37:53	左側がずっと平面図的に 700 メーターほど離れた海域A、ポンプのところまでトンネルが繋がっているという絵で右側が断面図でございませう。ご覧いただきたいなと断面図のところ、括弧、(2)というところに分かれてまして。
0:38:11	パーティション防火のパーティションで仕切られており、発生で、この海水管トンネルは 3 号機と 4 号機の共有のトンネルとなっております、左側の図の左側をご覧くださいませうと、
0:38:26	混合機の、これは動力溢水ペースを制御ケーブルも含みなんです、真ん中がトレン 3000 件の撮れて下に安全系のBトレンで一番上にですね、スイング設計でトレンにもBトレンにもスイングでき、
0:38:45	切り換えできるというのはトレンというものがございませう。こういったケーブル汚損沿いで集合スターへケーブルのトレイエリアがこん中にございませうが、この部分がですね、先ほど申し上げてますが、
0:39:00	ケーブルトレイを収納しております、この中は煙感知器等踏まえて、molの長尺方向の方にですねw統計と、光ファイバーケーブルをですね。

0:39:16	トレーの中に収納しまして、長さ方向のですね、位置関係熱の上昇を感知して警報を出すというような装置が考えてございます。この組み合わせにつきましては、再稼働の申請の際にもですね。
0:39:34	認めていただいたものでございますので、ここは件目と光ファイバーの組み合わせだで真ん中の空白に見えますところ確認としてございますその輪切りの無知関連のところ状態ですが、
0:39:50	ほかにはNP燃材料である海水管、金属製の海水管のみとなっておりまして、火災によって機能に影響を与えることがないという、このエリアでございます。また、このエリアの中で、常時電源断の照明設備とか雑動力というものがございしますが、
0:40:09	基本、不燃三つしかございませぬので、火災発生のおそれがないと考えてございます。そういったことからですね、下階発生のおおきな危険性著しく低いということで、ここの(2)の部分につきましては感知器を設置しない設計とすると。
0:40:27	というふうに考えてございます。
0:40:30	さっき冒頭の定例
0:40:34	8 ページのところに戻ってください。
0:40:40	はい。
0:40:47	8 ページのところ、先ほどF5 件説明いたしました海水管トンネルエリアというものとエリアのうちですね、走時電源断の照明の心というところを今御説明いたしました後、この 8 ページで御説明できてませぬのは 2 点ありますが、
0:41:07	燃料取替用水ピットエリア復水ピットエリア、まああのピット水で満たされて、やっぱ測れないので、感知器おきませぬと。これも許可の中で確認いただいた内容でございます。投資加えて一番下に者は 1 人点もありませんが、
0:41:25	ここについても、障防法に基づいて環境設置しないということでございます。
0:41:32	9 ページをご覧ください。
0:41:36	9 ページでございます。
0:41:39	ただいまの説明が一般エリアということで 8 割の部分は異なる感知器を設置するという説明をさせていただきました 9 ページは先ほどからですね論点となると考えていると申し上げたところでございます。
0:41:57	設計BとCのPCをここでは一つのフローという形にしてございますが、送らエリア設計Bですね、天候天井エリア高い天井のところを設計しとしてございます。
0:42:12	この子令和配慮でもですね、その箱の中に書いてます 23 条 4 項第 1 号に該当しないため、以下の措置を講ずることによって、感知器を設置しない方針とするとしてございます。



0:42:26	中で、フロー図で書いております。設問としましては二つございまして、可燃物に常時給電されているか否かという点、また金属筐体電線管で収納されているかという点。こういった観点ですと、火災の懸念がないと。
0:42:44	融点の場合は右側に行きまして、下限のリスクが十分に低減されているということから、感知器は設置しないということでございます。逆にそれらの二つの関所をもってですね、やっぱり8下限として否定できないというものが下にございまして、
0:43:01	これらに対しては感知器を設置するという考え方でございます。
0:43:06	この屋外エリアの点につきましてまず先に御説明したいと思います。ページが飛んですみませんが19ページをご覧ください。
0:43:16	19ページでございます。
0:43:18	オーバービュー入れないといけません。10分
0:43:24	すみません、このタイトルでD設計DBA屋外エリアとなっておりますがこれ設計Bの誤りでございます。申し訳ございません。設計レビューとしてまずここで大きく屋外エリアについて御説明したいと思います。
0:43:39	これ、ここはですね、屋外にある海水ポンプのエリアを指してございまして、今右側の下でご覧いただいているところがですね、火災区画として設定区域、区画として設定している海水ポンプエリア、
0:43:55	今のさしております。そのやや真ん中辺りのところにですね、海水ポンプというものがございまして、それ以外のこのエリア内はですね、スズキ配管ですとか、ストレナーですとか年齢ですとか、
0:44:10	そういった金属製の筐体の機器のみが設置されていると、そういったエリアでございまして施設なので、先ほどのフローに照らしてですね、この真ん中の部分の海水ポンプにつきましては、上の漫画をご覧いただきたいんですが、
0:44:28	ポンプを8下限として、掛かん火災感知するということで、その感知器と熱感知器を持って、ここの二つをもって、火災を監視するというふうに考えてございます。
0:44:44	で、それ以外のところにつきましては先ほどの発火原因となるリスクがコントロールされてるということで感知器を設置しないという考え方でございます。それとこういった
0:44:57	次格の中でですね、網羅的に感知器を設置するという考え方が出てきた場合に、ねらうところねらわないところがあるというところがですね。ただ、設計の確認の中で論点となるかと思いましたので、別途御説明しますものでございます。

0:45:16	その部分が成形加工日企業経営としても海水ポンプエリアの説明でございます。スズキまして、同じくこの天井のエリアについても御説明したいと思います。16 ページです。
0:45:33	先ほどの屋外の開放空間の中の海水系ってことで 19 ページをご覧くださいました、今度は 16 ページの前にはですね、こちらすみません、タイトルが B ぽつの効率化天井エリアとなっております。これ C の誤りでございます。申し訳ございません。
0:45:54	設計 C としてもかかっているエリアの設計の確認でございますが、格納容器というものを 2 番、火災の区域区画の設定上はこのドーム型の方も一つの価格という形で設置してございます。
0:46:10	しかしながら、火災感知器を防い等それぞれの環境条件と申しますか設置条件に照らして、設置法整備積雪ゆです、これを一つのままですと、非常に条件が違うということから、
0:46:28	三つに仕分けてございますので、具体的には資料と露岩事項まだいろいろとブックでハッチングしてございまして、今回の場合で、そこでたか天井としておりますが、ブルーの部分でございます。
0:46:44	格納容器のですね、中のオペフロと私たちは読んでございますが、オペレーションフロアですね、ところから常務に向かって 50 メーターほどの空間がございます。先ほどの海水ポンプと違って屋外開放ではございません。あくまで格納容器の中で、
0:47:04	ございますが、50 メーターの空間がございますので、消防法に照らした場合、これに受けられる感知器があるのかといった点が論点になるものと考えてございます。
0:47:18	で、ここでの情報のところの 3 行ほど書いておりますのでいろいろ読ませただけですが、洗浄とみなせるグレーチングの設置がなく、発火点や持ち込み可燃物が設置される火災の発生も提示していく上小さいため、
0:47:34	消防法設置要件法に関する運用基準を適用して空間全体に対してのタンクが設置しないという考えでございます。しかしながらこれなお書きで書いてございますが、この当局の中にですね。
0:47:50	一部、原子炉容器の頂部のところからケーブル制御棒駆動装置のケーブルというものがですね、きちんと引き回してございますけれども、一部から露出というか見えるところはございますので、
0:48:05	ここについては 800 円として否定できないと考えまして、その点については炎感知器で監視用というふうに考えてございます。全体工程高く条例全体としては、コントロールされていると考えてございますので感知器をつけなくて、
0:48:22	ただ、一部については考えてございます。

0:48:26	あと、高線量エリアか書いてあるだいたい身分わかる後程で別のところでも、後程御説明するところが確認しますが、ここであわせて御説明しますと、格納容器の中ですね、当一次冷却材ポンプですとか、
0:48:43	そういった缶類がすぐのところのループ室という中に機器がございます。あのポンプモーターがございますので、それは 800 円と見ておりますが、このループ室の中ですね、非常に線量が高く、そこにございますので、
0:48:59	本設備可能なのは、アナログ式でないんですが、感知器ということで、それに限定した設計となっております。
0:49:10	あと、周りの部分を周回で輪切りのようになってる周回通路になったところがございしますが、この白い部分ですね、必ずしも線量が高なくて煙と熱感知器の組み合わせで設置できる。
0:49:26	先ほどまでの設計に該当する 8 割に相当する異なる感知器を聞いておりつけられると考えてございます。そういったことで、昨年の中は 3 種類のパターンに分かれるんだというふうにご理解ください。
0:49:44	続きまして 17 ページをお願いいたします。
0:49:47	今格納容器の例を御確認いただきましたが、こちらですね、17 ページも違った形で天井の高いエリアでございます。具体的に申しますと、少し済み燃料ピットのエリアを指すんですけども、
0:50:05	ここではその一部のエリアを切り取ったイメージ系漫画にしてございますが、新燃料貯蔵庫のエリアというところで書いてございます。これは立面図でイメージで書いてまして、運営が展張近くに照明設備がついておりまして、
0:50:23	22.4 メーターの高さ天井までありまして、特段ここに何がしかの発火原因となる機器置いてるかという、そういったものではございません。そういった機器のない箇所でございます。ですので、今上に書いてございますが、20 メーターを超える高さ天井エリアで、
0:50:43	煙熱感知器の設置にはできない箇所と考えております。しかしながら、運転上についての照明設備ですね、これがですね使用済み燃料ピット含めて、早速ようで所とも電源を切るということまでではできないと考えてございますので、
0:51:01	その点について発行元となる可能性は否定できないなと考えまして、これをねらう形で設置するという考え方でございます。しかしながら、先ほど申し上げた繰り返しになりますが、20 メーターを超えますので、
0:51:17	煙とか熱とか、他のものを組み合わせで設置することができないと、そういった考えでございます。
0:51:25	ただいまの説明がですね格納容器であるとか、使用済み燃料ピットのうちの使用済み燃料はちょっとここでギアのイメージということでございましたということで

0:51:40	置く場合、屋外のこん中天井エリアBCの設計というものを御説明させていただきました、このページの中で、すみません、続きまして恐縮ですが 18 ページをお願いします。
0:51:54	最後のパターンとして出てきます 18 ページなんです、先ほど格納容器の真ん中の胴の部分でも出てきたところで近い中身になりますが、先日、放射線の高いエリアに対する設計上の考慮でございます。
0:52:12	ご高齢冒頭に書いてございますが、放射線による換気機器の故障、あと、設置後も補修に作業員が被ばくするといっても、考えまして、設置要件に適さないということから、
0:52:30	一般し方法の工夫をいたしてございます(1)としまして、可燃性の設備がそもそも設置されていない傾向降車停留所該当箇所を事業本部ができてございます。脱塩塔室とかフィルター施設廃液貯蔵タンク施設とか、
0:52:50	こんな高レベルのものがある程度でも仮設物を置いていないと、こういった部屋でございます。そういったところについてはですね、考え方からとしまして右の漫画がございますが、この部屋の中には感知器をいただく患者補償する或いは人起爆しますので、
0:53:08	その入口の部分で煙なり熱なり、その辺火災が万が一あった場合にも広いということでございますので、あと、(2)の可燃性の設備が設置される高放射線エリアを、
0:53:26	いったところですね、これは先ほども格納容器のループ室内の説明が正しく、こちらの例になりますけれども、サノ可燃性と申しますか先ほど下のポンプモーターがあって、下限として規定できないので、
0:53:41	それに対して、熱感知器をアナログ式でないもの、こちらを選定して用いも正しい誤作動防止という観点がございますので、それをされた環境よりも高い温度にして誤差統合するように考慮したいと思っております。
0:53:59	以上がですね、18 ページまでが個別の設計に対する説明でございました 11 ページをお願いいたします。
0:54:13	こちらではいフローとかもございましたが、今までのところで四つの設計のパターンの御説明というものを得まして、1 ページは中央制御室で適切に監視できる設計という要求に対する対応書いてございます。
0:54:30	それとこのリレー私どもも説明したいことは人も常駐している農地制御室で引っ張ると感知器の動作確認はできますといったことがわかります。それで基準に対応しておるといふふうに考えてございます。
0:54:48	11 ページ、以上でございます。最後 12 ページです。

0:54:52	これにつきましてはちょっとこの申請範囲の示し方というものを先ほども少し調整を要することがあるかというふうに日記いたしましたので、この表現につきましては、また議論させていただいて、見直しが必要かと。
0:55:09	いうふうに今考えてございます。
0:55:12	人をリファークミットを通して説明いたしました。ご質問お願いいたします。
0:55:39	はい。
0:55:41	規制庁亀裂、
0:55:46	申請書の説明資料で、
0:55:51	ここは相対値のところがあって、
0:55:56	はい。
0:55:57	こちらページの
0:55:59	ページのところで、
0:56:02	IT復興のがあって、それは 18 ページのほうがいい。
0:56:08	よ。
0:56:10	なってるんですけど。
0:56:12	基本設計、
0:56:15	これっていうのもないですよ。
0:56:18	はい。
0:56:20	御質問は 7 ページと 18 ページの総繋がってるんだけど、基本設計方針のほうではどうかという。
0:56:33	今こう線量エリアとして基本的方針のほうはいたしております、
0:56:40	基本設計方針の後期カッコdの高放射線エリアてるところのなお書きの中にフィルター室直交、そういったものを今ございます。関西電力のオキタヤスズキは設計方針の
0:56:58	カッコd放射線エリア的多様化していただいている場所があると思うんですけれども、ページ番号で言いますと、3、2-8-4-3-14 ページのほうになります。
0:57:14	このページにカッコdのほう放射線エリアて書かせていただいております、この最初の段落で書かせていただいている候補エリアは、放射線による監視機能の観点からアナログ式で内に感知器を設置すると。
0:57:29	いやロシアに感知器が誤 3 管理課から環境能力高い温度で作動するものを選定する。今この記載。
0:57:38	が日廃棄物項に該当すると思っております、それ以降のなお以降でミイ廃棄物庫とは違った観点の感知器の設置配置設計をしますっていうので、なお書き以降で放射線ヤマグチが

0:57:53	伝統的お願いみたいなこれらのエリアについては、廃棄物と異なり設計をしましたので書き分けをしている認識です。
0:58:02	そういう事例等、
0:58:05	CVの分析サイラムかもお話と同じだと。
0:58:12	はい。それにつきましては業績本震の前のページ、
0:58:18	3人の薄片の3-12ページ。
0:58:22	学校への原子力格納容器のところで今読めるような記載にさせていただいてまして、この中で2段落目に比較的線量の高い色別及び加圧器室はっていうことで、ここで高線量の記載をまた別の特出しとして書かせていただいております。
0:58:42	当だろうっていうことはわかったんですけど、ちょっとよくわかりわかりにくいなって思っ。
0:58:49	先ほどのPFI復旧復興はじゃあ、
0:58:54	業績方針はそういうふうに書いてあるけど、店舗説明書ではそこに倍率、
0:59:02	ご報告呈してると理解。
0:59:06	それじゃあの説明書に行きますと、噛ま上半期の規模っていう単語でのそのエリアはアナログ式でない別組織を設置するっていう記載をさせていただいております。すごくわかります。
0:59:24	すなわちだそうです。
0:59:27	或いは、
0:59:29	なんていうか、直じゃないところがございます。
0:59:32	おやりしてるっていうのは何か基本の方針だと思っちゃって。
0:59:39	書きぶりは、
0:59:41	調整から約ですけど、今おっしゃることは理解いたしました。
0:59:47	はい、基本設計方針の記載をについてちょっとまたこちらの方で検討させていただきます。
0:59:54	はい、私のほうからいいよ。
1:00:00	いいですか。子供の関係とかで少し改善を受けておられた離婚しているので、名前をすいませんシュゾウやられてるけども、今のところ800の間恐縮ですと聞いてください。候補者政治家で持ち込み可燃物が少ないということの一つ理由。
1:00:20	これ少ないってどういうことかね、内わけじゃないか。
1:00:29	関西電力のオキタです。
1:00:31	基本的に広報や
1:00:33	この放射線医療につきましては、

1:00:36	人の立ち入りが困難になることから可燃物を置くことがそもそもとして内っていうので、一応少ない液体にさせていただいております。
1:00:47	交付されエリアで人が線量は見れば置けないわけではありませんで一応マスキ内げ記載にとどめさせていただけるのが今現状の記載になります。
1:00:57	置くことがあるんです。
1:01:03	まずないないんですけれども、はい。
1:01:08	それでモリヤモリヤすみません。人間は朝 9 時から左側からですけれども持ち込んだ部分については放射線量区画は関係ないと思うんですけど、それは大丈夫。持ち込まれるものは、
1:01:20	っていう認識でいい。
1:01:23	今この高放射線エリアとしておりますところにつきましては、持ち込み可燃物というのはもう何かの作業のために持ち込んだりとかいう場合にも含まれるものをイメージしておりますけれども、
1:01:38	このエリアについてはそういった夏テンポラリーに持ち込まれたようにも記載されたいというものは無いというふうに考えております。
1:01:49	モリヤですけれども、これ持ち込むたとえ持ち込んだ場合であっても作業員が管理鳥獣状態でしかないと、そういうことがわかるように、
1:02:01	それが事実であればそういうふうに書いて欲しい。
1:02:04	わかりました。はい、持ち込まれないようなカタカタ違う理解できるような書き方に実行工夫するということでは検討
1:02:13	二つ。
1:02:16	規制庁、鈴木です。
1:02:18	今の話っていうのは、現在の火災防護計画では、別途提示されてないんですか。
1:02:27	関西電力の木谷です。富への火災防護計画につきましては、債務保管禁止エリア保管制限エリアは一般エリアって区分けを記載させていただいております、今回の放射線源含めましては、保管、次にエリア、
1:02:43	まあ、可燃物を持ち込んでも慎重なエリアっていうところに分類される箇所も正直ありますので、明確に放射性エリアが可燃物を持ち込まないっていうような記載はしてなかなか現状になります。水蒸気、水素す今の政治と説明とちょっと違う気がして、
1:03:02	こういうところを変更するということであれば、そういったつもりでちゃんと説明してもらって、保安規定のほうで、そこを変更してもらいたいんですけど。
1:03:11	はい。今おっしゃるのは、設計が終わったけ設計上私たちがそれを運用管理も含めて担保に取るということであるならば、きちっと維持管理も約束するとい

	うことがセットというふうに理解してございますので、現状は今の管理はどうかと言われたら、
1:03:29	そうなってますが、今後はそれが必要というふうに認識しつつ進めいたしました。
1:03:34	あれば、そういう説明に直してください。
1:03:38	はい。
1:03:39	わかりました。はい。
1:03:41	規制庁モリヤです。すいません機械ところで別の冠水確保メリアンさっきご説明あったんですけれども、発生層を跨ぐ株海丘スポーツクラブと思うんですけれども、
1:03:57	雑動力設備っていうことは記載あるんですけど、これなものは何か
1:04:04	また、電力の剥がれてる学童設備系がですね、
1:04:10	下げよう電源であったりとか、そういったものに給電能力なんてっていう
1:04:19	来起こしたらこれは現地では業務機能は電源を切るということで、年物とならない。
1:04:32	施設モリヤです。
1:04:33	今日はちょっと
1:04:37	常時電源を切ることによって可燃物デザインという取り扱いにすること等を踏まえると、ちょっと
1:04:44	はい。
1:04:46	はい。
1:04:47	ちょっと後でまた
1:04:51	ちゃんとそういう状況だと理解しましたので、例えば日費等でしっかり
1:04:58	アキレスさんもこれも火災防護計画に
1:05:04	形なきやいけない議論なのかどうかっていうところも含めて確認をさせてもらいたい。
1:05:11	はい。
1:05:12	はい。おっしゃる懸案理解いたしました。
1:05:17	そして、
1:05:22	お話をさせてもらいたいんですけども、今回ほぼ
1:05:32	サツカワで何かちょっと雑音の中でのみみたいな雑音がちょっと入ってたりする。
1:05:39	1回切って、こっちが話したらいただいだけれどもちらニュートンにさせていただけるとありがたいです。
1:05:45	いや、速やかについて言えば



1:05:49	一般部分なんですけれども、今回、応答が感知器Bのバックフィットをもととのやらないといけないとしますので、水層法理設置しますっていうふうに言われて、それだけで良しとするというわけで、株式会から、
1:06:08	もともと問題になって二つの種類の感知器を設置するにあたって、追設ミイ
1:06:17	感知ができる両方の感知器が障防法通りついていることを確認したいというのは、もともとのお話ですのでそのことが確認できる前回マンホール見当たらないので、
1:06:30	それをそれぞれつけていただきたいというふうに思っております。
1:06:36	はい。関西事業本部ウシジマでございますこの後、審査会合資料が終わりました後にですね、補足説明資料で配置の示し方を、その辺で御確認いただきながら、この南東で時必要十分かということ
1:06:54	確認させていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1:06:58	はい。市場モリヤありがとうございます。その範囲ちょっとお願い事なんですけれども、国会聞いていただいた資料を補足説明資料の25ページぐらいに半期の説明であってですけれども、斑点が見えない。
1:07:17	あと寸法が全くわからない中で、これ縮小コピーしてるというラインからないんですけれども、こういう
1:07:25	図面つくるときは、凡例がちゃんと見えるようにして欲しいということと、数個縮小しても構わないんですけれどもその中から10mに相当するかとかそういうのがわかるような寸法わかるものをつけといてください。
1:07:43	はい。
1:07:44	はい。関西ウシジマでございます。今御説明はこの後しようとし切っております、またそこに15ページですとかその前のページの表とかでございます、見込まれる状況一遍ですとか、確認しづらい予定承りました。
1:08:02	またこの後にも御説明いたしますので、さらに好転がと言ってくれてあれば、またよろしくお願いいたします。
1:08:10	はい。
1:08:27	すみません用い関西ウシジマでございますが、もし差し支えなければ、今、図面の話にもなりましたので、せつかくですので、図面の確認、こちらからまたといったものが周知はご説明させていただいて、
1:08:43	見方であるとか、確認したい項目がmol漏れがないかという5点を確認させていただければと思います。よろしくお願いいたします。お願いします。
1:08:57	関西電力のハマダで補足説明資料⑤番の壁面資料っていうにくい。
1:09:04	2-1の火災の拡大ページが、火災区画の感知器の設置個数を聞いてというところから説明させていただきます。

1:09:14	まず課題感知器の選定におきましてはですね、すみませんただけていた適切な火災感知器の種類と、例えば防護に関するという名称、
1:09:23	飛ばしますけども障防法に前日て設定する設計といたします警報については消防法施行規則 23 条 4 号に基づき設定という
1:09:35	いただいております。またですね、河成感知器の種類や設置に関する技術的な部分につきましては、消防設備の確認を受けまして、消防法施行区分にのっとりできる設計といたしております。
1:09:51	ございます。
1:09:52	どうもそちらの先月で 2005 年の 2 月に原案をさせていただいて、配置が
1:10:00	こういった疼痛の表であったりとか配置な情報を協議した上でってのはかなり大きいので、容量が数がございますので、
1:10:11	一旦、本日は、サンプルという形で考えております。それを説明させていただきます。
1:10:18	23 ページのまず上段が火災区画鎖国い基盤区画番号の〇〇(非公開情報)を 1 例ととりまして、
1:10:28	そこでのかけてる企画規格名称がコントロールセンター及びN蓄電池 35 孔とさせてここですね、〇〇(非公開情報)と一つの改革とかに関しても、
1:10:44	産地区域を部屋ごとやですね、天井高さで区分しまして、それをさらに細分化して感知区域ということで当該の場所で、
1:10:57	計算されております。それぞれの場所において返還実績をするというふうにしておりますが、同じように、〇〇(非公開情報)B案でいつと 1 から 10° なり価格が大きく分かれてますが、こちらも同じように顎天井高さで、
1:11:15	すぐ
1:11:19	先ほどの日区域額ベースよりいただきました。
1:11:26	すみません、先ほども名称区画番号と申し上げましたが機密情報でございますので、訂正いたします。削除をお願いいたします。すみません。失礼しました。
1:11:41	コントロールセンターを上段のこの表の上段のコントロールセンターDNP連日学校単号機が割れると。
1:11:50	便所洗浄高さは 5 メーター床面積が 338.3 メーター
1:11:57	ありますので、この天井高さの床面世紀からプラスあと後の配置図の位置がつきますとやはり情報を踏まえて、右側に感知器台ついてということで、ええと煙感知器熱感知器、炎感知器が種類ごとに
1:12:16	左から必要です。

1:12:19	こちら、先ほど申した通り天井高さは床面的或いは情報の三つの情報からでの必要な必要数を示します。
1:12:29	それにコミッティが不足して感知器ということで、もうすでに現状ついている換気工程をとります。
1:12:37	消火設備の感知器るように、
1:12:42	するものがある場合には消火設備の監視系を利用して、
1:12:47	対応している場合にはこちら評価的の切り分け、
1:12:51	いうものがありまして、最後についてってということで今回爆撃して設置するさせようという形になっております。
1:13:02	それと、
1:13:04	一番の雪ですと、必要数が6に対して既設感知器敦賀さんで消火設備費切り分けが計画されているデータはないけども、消火設備の知識を3号炉流用していってしまう。
1:13:19	内容の見方となります。
1:13:23	ここでちょっと1点、大変申し訳ない修正がございまして、こちらの今必要のある人申し合わせいただきご覧。
1:13:31	338.3平米ですので、電磁石から5メートルぐらいこちら一つが6件あります。
1:13:39	消火設備の感知器流用系という形で意見がございましたので修正させていただきたいと思います。
1:13:47	一方です、必要ということで、6と書いてあるけれども午後誤りの誤りうち失礼しました。
1:13:58	日計表は、こういった形です、企業に対して現状、
1:14:04	何個あって、今後どういうふうに聞いているようにするのか、利用するかというところとして示しております。
1:14:14	こちら兵庫県となります。できまして、これは実際にですね、24ページの方。
1:14:22	関係について、
1:14:27	一般形状は20件減少会社ございますので簡単にさせていただきました、実際に13ページで説明させていただきます。
1:14:38	こちらの廃棄ですね。
1:14:40	先ほど判例が非常にユニークでコメントいただきますのでございます。その通りでございまして、右下、凡例のほうから説明させていただきますと上段には黒字で、
1:14:54	法令上がるリスピークポート型管理(20)

1:14:59	あと、熱のアナログ式があった感知器括弧俗称こちら黒丸で記載しているものでございます。PROモデルというのは、滑りが出席されている、先ほどの表で申しますと、3 地区。
1:15:14	いうものに該当すると。
1:15:17	言わして凡例のところにもオクダにあげますと青いですね、東電RBスポーツが高にしていくなっバックフィット、
1:15:28	また赤字で別途アナログ式と戸畑換気格好としている学校が低いと。
1:15:35	こちらはですね、先ほどの導入によりますと、近接する。
1:15:42	に該当するものとなります。
1:15:45	さらにもう判例も一つのちょっと下にですね。
1:15:50	にありますが、ここ緑で書いております放電アナログとバター感知器札幌に費括弧浄化設備感知器流用
1:16:00	もう一方のネットアナログ式横形感知器各種評価節理単式流用ということで緑で書いてございますがでございますが、こちらは先ほど申しました消火設備感知器利用するに該当するものでございます。
1:16:15	さらに判例もきちっとしたように青字でですね、ある意味でオキタして、
1:16:22	こちらで全 4 メーター異常で全 6 メーター右側のあるように青の点線期間一遍で、
1:16:34	実現しております、
1:16:36	いろんな一般企業スズキことに疑義を与えるものたいが、
1:16:41	御社には感知つい人ということで、先ほど酒井企画を部屋ごとや天井高さで言いました。
1:16:52	産地域域が一遍た点でにとりましては、
1:16:59	ということで一点鎖線で示しております。
1:17:03	また 2 月の面談のときにきだ比率が 10 本インプットしていただきたいというふうに思っていたいておりますので、規定と
1:17:12	3、
1:17:13	サンエーのですね。
1:17:15	菜園黄色で書いてありますのが方向の非常に
1:17:21	緑の丸で書いておりますのが、鉛直方向の東口となっております。
1:17:27	一応こちらで異常があんなってございまして、
1:17:31	次元の
1:17:33	右下に当該サンプリングをいざ 4 号機等計算結果でしておりますが、ルールという 300 ちゃいますと、
1:17:43	いう形で言っている改善で実際の現場の

1:17:49	日々、
1:17:50	1 ましてはこの銀行で書いております。基本的にこの
1:17:54	引当金サツカワ前安否. 5 メーター。
1:18:01	比ベ図面上記載させていただいております。
1:18:05	この中で一つ時に合わせていただきますと、
1:18:12	○現状①
1:18:16	そう。
1:18:17	現状の
1:18:19	まず、煙感知器ですが、
1:18:23	燃料煙感知器が三つございます。
1:18:28	現状高さは床が 330。
1:18:32	サンゲツさんで 8.3 平米ですので、煙感知器は 75 に移行必要ということで、
1:18:39	これは敦賀のポンプ、
1:18:41	積雪感知器が、
1:18:43	日程大学の緑評価的な関係を要しますという形になります。
1:18:52	一方ですね、熱感知器は、
1:18:56	燃料温度高というこの面積の関係からいきますと 35 権利異なりますけれども、当該隔離はせようメーター以上の管理が上がりがありますので、決算市長、
1:19:10	する設計と言う形にしております。
1:19:14	一応こちらの 8 の例としては以上でございまして、次のページに、6 ページに 遂行ページ
1:19:25	最近非常に繰り越し参考として添付させていただいております。
1:19:32	こちらできれば、まずMmたら 0 ですが、
1:19:39	赤字で書いてありますね連なるべき事が高い。
1:19:43	オキタその一段下から堰外前方とか管理、
1:19:50	こちらは両方とも仮設の感知器を示しております図面の方がいいと思うので、 名記載したがしたかったためですね、今回既設ポンプ辺り、記載させていただ いております。
1:20:01	この感知器につきましてはですね、PDIマスキングで変えて、
1:20:07	時期の管理範囲、
1:20:09	あと、青い矢印で炎感知器方向を示すということになります。
1:20:15	結局、排気側広域テフラも引き上げるを右下 10200 手順が必要ではさせてい ただいており、結果、先ほどコメントいただきまして、ちょっと凡例とかですれも う一つ言うように改善していただきたい。

1:20:33	いえ。
1:20:34	現状私どもは考えているのがあったり、
1:20:38	結局は以上でございます。
1:20:41	／系池まで使う付け加えますと、表の整理、図面のみずからもそうなんです が、必須の感知器をですね、感知器等一部仮設BMを利用するものであると か、バックフィット生活するものというちょっと仕分けをしてるんですね。
1:21:00	サンデーも含めて非常にちょっと識別が細かくなってるっていうのは事実でござ います。極論も最終的な仕上がりとして、要するにがきちんとしてるだけ がわかればいいということであればこの辺りの差されるかは、
1:21:16	いらなくなると、もう少し何かなという思いはございます。
1:21:20	あと、モリヤは市長からも先ほどおっしゃいましたけど、図面にどれだけの情 報出ていくかというのがありますが、今、例えば一つの画面ですねこういう一 つの国庫示してございますけれども、そういうことを普通ですね、この枚数が かさんでいくことも考えられますので、
1:21:38	できるだけシンプルな見せ方で双方に確認ができればありがたいなと考えて ございます。
1:21:46	ご質問コメントあればお願いします。
1:21:51	すみません、規制上のタナベども、まず、今図面説明のところではちょっとお伺い したいんですが、
1:22:00	これ、
1:22:01	サンエーの把握、
1:22:05	それは何を
1:22:08	すみません、25 ページの図面のところなんですけど、これ、青煙で赤は熱とい うことで、それだけに限られた。
1:22:23	赤がNS感知器、
1:22:26	／煙感知器でございます。
1:22:30	6A棟ですね。
1:22:32	で既設なプロパーということで、私どもとしては、図面を引いたにあたっては、 規定を追加の部分、両方の議題んですが、ブローアウトっていうのは非常にち よっと見づらい見分けが付きづらいのがありますので、
1:22:52	また部分でいただくなり、もしくは聞いたところはいろいろな時にしまっても構 わないんですけども、そのなさいって言ういただければと思います。
1:23:06	はい。はい、規制について、新設の識別ができることが第 1 ポイントで、あとは 明確な形でもって無理か。ええと熱かっていうのはわかればいいとそういうこと ですかね。

1:23:20	そうですね。こちらとしては、
1:23:23	いや、
1:23:26	思っております。
1:23:27	はい。はい、わかりました検討いたします。
1:23:31	それから緑色の梁の部分なんですけど。
1:23:38	何線とか、そこまでは書けないです。
1:23:45	やはり聞かさ慢性期 40cm。
1:23:52	今すいません音声が少しタケダたのですが、確認ですがウシジマですけれども入りの高さ 60cmとか情報が入らないかというご質問でしょうか。そうですね。
1:24:05	今現状はですね、ANSIが入って軽微必要なのが熱感知器ですと 0.4m以上入れた水があり、
1:24:16	同じように煙等まあ 0 メーター以上 1 年未満と、
1:24:21	いう形で基本的に感知器Bが設計が必要か。
1:24:30	ために必要なパリのれようと思っています。それが実際何センチない何メーターないやというところ。
1:24:38	だよという形ですかね、ここにできるようになっていた。
1:24:47	請負の間違いでの場合は 49 もそれ以上のパターンがあるというよろしいですか。
1:24:55	それはわかるよっていう、準備してございます。
1:24:59	わかりました。
1:25:01	あります。
1:25:03	やっぱりとして感知器の設計に関わる日ながら高さ以上の方のですね、そこは拾っているというふうにご理解
1:25:14	わかりました。
1:25:28	すいません来つもり規制庁モリヤです。全部埋めていく必要が入っているかと思しますので予測みにくだらう各社の溶接等が入ってるかと思しますので、ちょっと見やすさ工夫して作っていただければと思います。
1:25:44	その上で判断するときには障防法上同じようにするっていうことであれば、例えば東口から 1.5 メーター上がってということに対して、これ書かせるように見えるけど、実際かかってませんっていうと、それでそれがわかるような形してるし、
1:26:00	やはりから一定程度離れたところなんですけど、やっぱり手当を技術ですけれども、所やはり寄り添うっていうこと事実という想定で見えるだけ実際ちょっと離

	れてるんですかそれがわかるような人が欲しいというのはどこお願いだったんですけれども、
1:26:16	それとあわせてもう一つちょっと前回指摘なのかなと思っているのは、その前24ページと22ページのところに消防設備C確認を受けて出ていってるってあるわけですけれども、
1:26:30	今出てる地上レベルがそう層面ザーツとサンプルデータをどこで考えるかわからなかったのも、最終的にはどういうところもちゃんと
1:26:47	今の段階でご賛成凍ってるはずなんですけれども、ちょっと誰事実関係ビデオあまりその設備仕様登場してこないんで、誰に所三菱にある程度担保させるかと
1:27:01	外帯プールの横づけとずらすとかやってるはずなのでそういうことについては設備費が夜であれば品質管理のところできっと反映させていただきます。
1:27:15	うん。
1:27:17	関西精鋭原子力事業本部ウシジマでございます。まず最初に図面として必要な保護するような両方網羅せえということでありがとうございます。あといろいろ見やすさとかですね、できるだけシンプル化を図って確認しやすいようにということとは
1:27:37	先ほどもおっしゃっていただいたところもありますので、後確認がしやすいようにということで考えてございます。ただ、一番最後に申しされました。吹き出し口関係ですね、ちょっとそれはそれとあわせもつての話かと思いますが、
1:27:54	消防設備士、その辺りの設計施工の詳細部分の担保、そのあたりをどうとっていくかというのはちょっとこちらでもですねとか、もっと検討させていただきたいと思っております。今日本日、こうして御指導おっしゃった点は理解いたしましたので、検討いたします。
1:28:18	規制庁、田辺です。ちょっと伺いたいんですが、ノ区域の設定にあたってはこれ障防法で言うと多分実績になると思うんですが、どう関連としましては、地元の消防法にこの部分について提出する予定はありますか。
1:28:39	関西電力ハマダだけという、
1:28:42	新規性基準ですね感知器をふやした時にはですね、あの高い地盤に上側、やはり障防法の三つはこちらウォーターガン三つ届を出した上で申請
1:28:56	いただいて出ていただいた上で工事着手した上でございます。またそれが出たと思うんですね、時地元消防にお立ち会いいただいて兵庫県さんも行って感知器の配置設計、
1:29:12	拝聴している状況で今回も同様にですね、して参りたいと考えてございます。
1:29:19	委員長。
1:29:20	それから、



1:29:26	わかりました。
1:29:28	出される予定の図面は縮尺はどのぐらいの
1:29:40	そうです。
1:29:42	この今お示している図面よりはですね、もう少し小さい形ですねフロアレベル単位であったりとかですね。
1:29:52	そういったイメージの図面を比較している形になります。
1:29:57	あとですね今御質問されてます点はですね、弊社もいますかこの原子力の関係者の中でも、従前から議論になるところではあるんですが、あと設工認の段階でですね、出せる設計レベルのところの図面と、
1:30:15	今、御質問のありました建築系と最終的な舗装に対する段階の建築確認申請ず段階になりますと、本当にもう引いてるものをさ今もうすぐスケルトンという寸前のところの図面でございますので、
1:30:31	ちょっとその辺りの図面メッシュというところがですね、全く同一のものではないというところがございます。
1:30:38	というところがありますので、今、多分その辺りと、
1:30:43	この際最後型に出して建築出す図面とですね、今の図面のレベルの違いを多分御確認されたのかと思っておりますが、今、設工認でお出しできる情報というのは現状御用意した図面で何とか整えておるつもりでございます。
1:31:02	タナベわかりました規制庁モリヤです。すいません。今の状況はわかりましたけどわかりましたって、所については、先ほど申し上げたように今いただいている図面レベルでいいかと思ってるってということもどっかでまた検査の仕方とかその辺決めていくことだと思うんですけども、
1:31:20	施工図とかを真四角補佐を 10 事業所備え付けしていただいて、そうした評価に分けたときにはそれを設置し事務所のほうで隔離できるような、そういったような機関の仕組みについては継続検討ください。
1:31:37	はい、承知いたしました。適合性確認検査の時のですね、確認の図面をベースをどれをどうするかとかですね、或いはそれ以後、以降もですね、検査で何をみ見ていただくかという点で、その図面というものをちょっと今後もよく考えておくようにということで承りましたので、検討いたします。
1:31:58	ありがとうございます。
1:32:01	途中モリヤですけども、現にイワマ設計のエリア 4 で割った値整理していただいたという設計DPC税務
1:32:12	そうですね。
1:32:13	いずれについても掲げて、
1:32:17	金属協会とか電線管への可燃物の収納といったような措置を講じることによって、下階

1:32:27	可燃物中は陰タナベ一層十分に低減させることを思って感知設置しないというふうに言ってるんですけども、これは他で言うところの
1:32:41	いうのがはっきりとなるため、銅板ない運用とする火災区域当たり、各自が働いたパッキンの設置次第というところとてるとはいうことはないかという。
1:32:55	はい。関西ウシジマでございます。今モリヤ市長がおっしゃるかあの考え方あそこの部分のの受け取りだものでございます。
1:33:06	この操作になっていた。
1:33:14	今、浅田モリヤですね申請書上でいうと、どこか記載、
1:33:25	各電力のオキタで
1:33:27	申請書上で言いますと、許可との整合性のとこになりまして、
1:33:32	申請書のページ番号で申し訳ないんですけども、3.1-1-ロー-10 ページ。
1:33:40	このように火災感知器の設計のことについて許可と整合期待させていただいております。
1:33:50	その中で、今御質問あったような感知器を設置しない設計としてますのは、当該ページの、例えば 10
1:34:02	13 ページ開けて燃料取替用水ピット及び復水ピットエリアについては、以下の設計にしますっていうのを選定する。
1:34:13	資料 8 のほうに期待していただいております、その中には可燃物を確認は鍵がない設計とすることから、火災が発生する恐れがない。従って、感知器が設置しない設計とするっていう記載させていただいております。
1:34:26	その記載を受けて同様に、工認、
1:34:29	の基本設計方針のほうでも感知器は設置しないっていう説明を経過しております。
1:34:34	ありがとうございます。今のほうで説明を関係で、まず 12 ページのところとかで整備済みということで、
1:34:50	これも 10 ページ、金属製筐体で覆われており、当該廃棄しなくていいとか、パイチャートについてどこかの段階でどこにも具体的じゃ金属筐体で覆われなかったというか、
1:35:05	お金と理解して本年度帰属協会はてるから、多分
1:35:11	この火災事件なんかあるかというのを判別するでは重要な情報になりますので、その金属筐体数mmの帰属永里大丈夫かどうかということでありまして、しっかりした政治もあるようなひどい状態だったら大丈夫だっていうことになるので、
1:35:27	その辺りわかる資料を今ありますか。なければつけて
1:35:33	どこが高いでつけていただく必要があると。

1:35:38	体力のオキタです。現状では手元にそのような資料を準備しておりませんので、今後どの段階で実施準備して説明させていただきたいと思います。
1:35:49	関西電力島でございます今俺おっしゃられた点はですね、金属協定の例えばある電化製品なりですね、そういったものが構成されてるということで、全国図面であったり仕様書とバックにですね確認して、表の形に
1:36:08	まず整理しようということで補足説明資料にそれをつけていく予定で今作成してございますが、今モリヤ式をその後知られたのは多分ですね、その金属筐体でも一般の厚みがあれば 2.3 ミリだとか 3 ミリだとか読売だとか、
1:36:26	によって輻射の押さえ方が違うから、その結果も確認したいとおっしゃるとなるというものを製品個別にですね、精査したという形になってきますので、ちょっとそこはどこまで御用意できるかというところをちょっとはい。
1:36:44	ご異議趣旨をもう一度確認しておきたいと思います。
1:36:54	店舗BP長の鉄板税覆われた方に委託することでタップしてたよね。
1:37:04	はい提案さんじゃなくて、どこかで確認されてそれに合わせるかという余力しかと思うんですけども、その辺の
1:37:14	どの、どの厚さをもって最低限良しとするかっていうのはちょっと整理していただければ。
1:37:24	はい、公表おっしゃってる趣旨は理解いたしましたのはい。こちらの中で検討いたします。
1:37:31	えっとあわせてとりあえず合わせまして、縦状送ってるのかなっていうのも、下階発生の件が著しく小さい子供からって書いてあるところどういう状況を持って火災発生が著しく小さいと。
1:37:47	思えばいいのかというところで、執行からといたらいいでしょうか。
1:37:52	はい。こちらにつきましては、給付ファンオペレーティングフロアになるものですね、どういったものがある状態になっているかということですね、ある一覧表なりで、今後今後諮問することで考えてございます。ちょっとあの実はだけではちょっと状況が理解しがたいというコメント承りましたので。
1:38:12	そのあたりを御説明できるように、あるい或いはですね、今後定期検査に入りましたら謝金等もとれるかと思しますので、何かそういったものを御確認いただけるんで、準備したいと思います。お願いします。
1:38:33	規制庁、鈴木です。一波確認したいんですけど。
1:38:37	まず、補足の 22 ページの先ほど出てきた消防設備Cなんですが、
1:38:43	これは社内の有資格者のロッカー一者が家勤務調達なのか、どういう位置付けか。
1:38:53	はい。
1:38:55	大変よくハマダです。

1:38:57	私感じには設置工事にもらって、世界に発注する。
1:39:03	につれて、
1:39:05	そうすると、被水民の方でそういった発注があってそれに対する確認が行われてるってということが読めるような
1:39:19	委員長。
1:39:20	はい。
1:39:22	右下の枠組みだけ見ると、
1:39:24	その点は先ほどおっしゃられた食べようQMS上に火関連づけて出席率差を位置づけるのであれば、しっかりとそこも読めるようにしてくださいという御指摘とっておりますので、ちょっと検討いたします。
1:39:43	お願いします。それからですね。
1:39:47	補足説明資料 23 ページの、ちょっと聞き逃してしまったので確認ですけど。
1:39:53	消火設備用の感知器を流用してる数を書いてありますけど。
1:40:01	これが入力するということで書いてある油脂。
1:40:07	その通りでございます。
1:40:08	層理そういうふうに必要な否決地域センターにありますか。
1:40:16	試験時にはわかりません。
1:40:19	今回のアプリにあたっては、IAEAと規制などにも説明と、これは3反することはないですか。
1:40:29	反することがございませんで、ちょっと説明が足りてるかといったらいいかという点で今ちょっと御出向コメントいただいと理解しましたが、今回の基準改定の際にですね、紹介応接室設備用の感知器を
1:40:46	下階受診化により変え入力される形、消防法にのつとる形で、施設した上で、それを消火設備のインターロックに設けるの構わないという化けのさらにのやりとりをさせていただいておりまして、それを踏まえての今回の
1:41:04	申請でございます。ちょっとその辺りですね、従前の再稼働申請の時の議論される中身ではないので、それが適切であるということですね、説明書ということかと、今のコメントで理解いたしました。
1:41:22	規制庁、鈴木です。まず新規制のときに、
1:41:27	火災感知器と消火設備用の自動消火設備のAと感知器別で設けるっていう説明があった記憶があるんですが、
1:41:40	そこについては、今回基準の改正時のところでオクダで人口きなさってもいいという議論まで踏まえて、
1:41:50	そういうふうな往診になったという理解でよろしい。

1:41:56	透磁率という設けると申してましたのはその火災の受信盤に入れるための火災感知器とは別に、消火設備用の感知器は別に設けると説明していたと思っておりますそれは事実でございます。
1:42:12	で、今回はですね、変状に配置してあります消火設備用の感知器を、この改造ですね、資料硬い受信盤のほうにまず最初に信号が出る形で、消防法に則り、
1:42:28	まず、感知器として受信できる形にした後に消防設備にも流用するという形でございますので、従前と回路構成が変わる形にはなりますが、
1:42:44	供与といえますか利用するというところでございます。
1:42:47	技術徒歩がについては、
1:42:51	次の方でもあって今日確認したが、
1:42:54	それから、別にありますけれども、
1:42:59	資料 2-
1:43:00	15 ページ。
1:43:02	参考 4、
1:43:06	下階西端の敷設エリア両括弧 2 のところのエリアの説明で、
1:43:14	1 行目なんですけど。
1:43:16	跨ぎ及びその機能に影響を受けないっていう説明があるんですが、これと、上期の設置等の関係があるんですか。
1:43:49	そうですね今ご指摘の通りでこの部分についてはですね、火災によって影響を受けるか否かということよりも、そもそも、その三つしかありませんが、火災の恐れがないっていうところがそのものも申し上げたところですので、
1:44:06	この影響を受けるというところについては削除いたします。はい。
1:44:12	それからですね申請書類のほうなんですけど、
1:44:17	最新の別添の火災感知器休止基盤の耐震計算の説明書があんですけど。
1:44:25	構造計画で感知器と地震基盤構造計画でございますが、これは今回設定追加設置するもののパターンが一通り入っているということでよろしいですか。
1:44:40	関西電力ハマダで降りたいご認識の通りで今回、
1:44:46	今回新たに設置するもの。
1:44:49	記載しております。
1:44:52	それから、
1:44:53	網羅性っていうことですか。
1:44:56	はい、現状計画しているものを網羅している意識でわかりました。そういうところは何か算出して、
1:45:08	そのさっき言ったABCDでなんかつけ方違うわけじゃなくて、

1:45:16	単なる設置。
1:45:18	その状況によってどういう構造で成立するかっていうこと間違いなのか、それとも、ABCのパターンによって何か変わってくるのかって何か。
1:45:28	整理したようなものでございますか。
1:45:33	はい。
1:45:34	えっとですね、今今回例えば受信盤で追加になるようなもののイメージの一つとして、パワーポイントに先ほどご説明したパワーポイントの右肩 11 ページ。
1:45:49	ご覧いただきたいんですが、11 ページの漫画の中にですね。
1:45:56	本館建屋対応方針のところ漫画がございまして、中央制御室本館建屋から左にあって、火災受信盤というものがございまして、今回例えばですね現地各所から 2 で火災受信盤が、
1:46:16	そこらのハマダもですね、さらなる情報を外環という形でデータを吸い上げて中央でも確認できるんすんですが、こういった総合操作盤というものを新設いたしますので、
1:46:31	こういったものについては、地震で新たに加振能力、日能力を確認したものを追加でお出ししているといった状況でございます。あと火災受信盤もですね、重点からついているものだけでは節点数が足りなくなってますので、
1:46:48	追加で受信盤を設置するところがございまして。
1:46:52	はい、受信盤的には数日受信盤は理解しましたがけれども、感知器のほうは、先ほど言った辺り比のパターンだとか、単なる知識、
1:47:03	課長の状況によってなったときは、
1:47:15	3 期は先ほど地方税節減質問した属するところに対して、
1:47:23	設置しますが、ABCのパターンって言われるのは何か違うところにつくから新設技師があるというふうになったっていう
1:47:33	系統設計BCPで短期の種類だとか付けるってないって議論をしてますけれども、
1:47:41	それで、工業計画が変わるのか、そういったも設置する状況によって変わるだけなのかどっちですかねということですけど。
1:47:53	すでに一般的につけられるエリアにおいてもパンチ共役場所がございまして、それに対して増える感知器についてこの構造計画を、これ基本的には一向に同じ内容になりますけれども、添付しているという。
1:48:10	本当に適切に創設を
1:48:15	今回新たに追加するものについては、この行動計画から地域設備の構造計画からとか変わることはないということですか。
1:48:26	その通りであった関西電力ハマダですね、やっぱりですけど、今回、これ。

1:48:32	別添についてはけど中身は出店断層が曲がってるでしょうか。
1:48:40	関西電力ハマダ通じてと。
1:48:44	3期についてはそうですね。そのまま別、ちょっとこの感知器の取り付け場所が今回燃料ピット、
1:48:54	つけることでNRAとが若干変わったりしておりますが、基本的には同じで、
1:48:59	規制庁そういうケースで言われた変わるってことですね、いかにましたけれども、先ほどのポイントが17ページのような炉心燃料中国エリアの上のようなところに新たに炎感知器をつけるので、そこにパルスが変わるとかそういったところは変更がございます。
1:49:16	再評価しました。
1:49:19	はい。
1:49:25	規制庁のモリヤで先ほどちょっと賞罰消火抱負コーチの振興策先般いただいでる資料69ページ等書いてある話だと思うんですけども、農薬分ってことないと思う留意事項として
1:49:45	感知器等、当消火設備としての受診あの管理。
1:49:51	管理型地震基盤は県定期制全数検査したものを使って、都市ハロンとかの受信盤和室に認定品で1人経過してないやつかということで、品質保証される若干違ってる、ここはずっと言う人行ってきた。
1:50:09	実際それをあわせて、そう。
1:50:13	経常変形とか人と変わってくるか変えなきゃいけないかもしれません。ちょっと検討してきてください。一応有放検査性等、感知器の抵当状況。
1:50:28	認定日って書いてあることが多いんですけど、感じた検定比になりますので、通常の日程及び高レベルが高いという日操作だけではなかったってことは格付をちょっと足でいろいろちょっと注意してくださいです。
1:50:47	うん。
1:50:48	関西電力ハマダれて教えていただきましてありがとうございます。資料のほう小さくなっていただきます。
1:50:55	ありがとう。
1:50:58	はい。
1:51:00	否決ヤマグチれてるすみません、16ページでちょっと教えて欲しいんですけども、
1:51:08	17ページでCvのオペフロ上部の説明文の中で、
1:51:14	CRDのケーブルに対しては、火災感知器を設置する設計とすると書いてありますけれども、

1:51:23	これはすいません、どういう観点でこういう結果になるのかちょっとお詳しく構成。
1:51:31	はい。先ほど口頭での少しの説明だけだったので申し訳ございません。格納容器の上部のオペフロの部分で、この図としてイメージをお伝えできてないのだと理解してございますが、
1:51:47	まずここにほとんどその金属筐体に覆われたものしかないという理解でございます。これを組んでいっ洗い出したものをですね、まずお示したいと思っております。その上で、各このオペフロの上から見える出資
1:52:04	オペフロっていうところから9億のところまで上と下が本音を見ますと、原子炉容器がございまして、通常ふたがしてあって、ミサイルシールドというものも遮へい体をオオタ状態となっております。
1:52:20	注ぎたいとオキタのように、PWRのプラントでいきますと、制御棒の勤務してから原子炉容器の上部についてございまして、それも測定の結果というものが中央部から頂部に48項なり50円半なり、
1:52:38	沢山ついておりまして、そこから平均も或いは極論プランと言っては語弊がありますが、そのケーブルがですね、それは昨日の系統オペフロの見える範囲でケーブルが一部前視認できる箇所がございまして。
1:52:55	そういった部分を支援できる箇所があるというところで、そこについては完全に大きい金属筐体で覆われているとか、そういった状態ではないなというふうに考えてございまして、その発火については否定できないと考えましたので、今後、
1:53:14	この感知器でもって監視したいと、そのように考えてございます。この辺りちょっとあの工程5イメージが伝わりにくいと思いますので、また施設名写真とかですねイメージできるものを御用意していきたいと考えております。
1:53:29	以上でございます。
1:53:31	ページ数のヤマグチです。
1:53:33	負担
1:53:34	今の御説明はまず動力用のケーブルであるということと動力用のケーブルが、要は金属
1:53:46	電線管のような金額性の多い結果筐体常態的な全店完了なものに入っていない状態で存在していると2件ということか。
1:54:00	はい、そうです制御棒の駆動装置の上部のソコムに対してですね、常時通電した状態から連状態にございまして、その辺に対しては常に電流が流れてる状態でございます。それが電線管で、



1:54:15	あれてない箇所があるというのは事実でございますので、その部分を1として、家感知器でねらって監視しようと考えていると、そういった内容でございます。
1:54:29	委員長ヤマグチ率の確認ですからこれはなぜ電線管に入っていない。
1:54:40	確認いたしますがオオタ動力としてもそれなりの研究が流れていたと思いますので放熱を規定していたものというふうに考えてございます。確認いたしますが確かそういったことではないかと思えます。
1:54:56	規制庁山口です。わかりました。これ難燃性のケーブルですよ。
1:55:04	はい、その通りでございます。
1:55:07	こちらは難燃のケーブルはCV内っていう理解でいい。
1:55:13	はい、大飯の34号高浜34号難燃性ケーブルのプラントでございますし、また今多分この後こういうプラントにつきましてもですね、難燃化を進めているところでございます。今ご質問の大飯34号機この屋外ケーブルは難燃ケーブルでございます。
1:55:33	ヤマグチわかりました。
1:55:37	そうするとまたピアの上の詳細図面なりミイを築造しきれてないようで今後説明されるという中で、今ご説明があったそのケーブル部分。
1:55:51	だから、エンドウエリアの中での位置関係とかわかるような形でですね、御説明をお願いします。
1:55:59	はい、わかりました。他の物品類の状況と合わせてですね、このケーブルについてイメージが持てるようなものに準備したいと思えます。はい、ありがとうございます。
1:56:30	すみません、お時間の方が4時近づいて参りましたが大丈夫でしょうか。
1:56:39	はい。
1:56:46	はい。
1:56:47	経営者とかですね、今それにこちらからは必要ないんですけれども、今日出た内容について問う。
1:56:57	ありがとうございます。
1:57:01	関西電力のオキタです。
1:57:04	今画面のほうで協議させていただいたんですけど、見えておりますでしょうか。ちょっと。
1:57:12	はい、ラップアップをさせていただければと思っております。
1:57:17	はい。
1:57:22	いえ。
1:57:25	違う。

1:57:27	はい。
1:57:29	よろしいですか。
1:57:31	上から1個ずつ
1:57:34	はい。
1:57:36	ここでそれから本日出たコメントのほう確認させていただきます。何で始めに審査スケジュールについて商企手帳の成長スケジュールも踏まえて修正すること全面条文整理表において第8条の立ち入り防止と9条の
1:57:55	お話し湯防止第十三条の安全避難通路と中国あの施設になっているため、今回申請対象で火災感知設備を設置する本申請で対象となるのか改めて確認すること。
1:58:08	それで、あと、感知設備が耐震Cクラスとして評価している場合は、基本的方針に共通事項を我々原燃になるんですけども、の記載がない。
1:58:19	駄目その必要要件を確認すること、また共通事項が必要な場合は、健全性に係る説明書から火災防護に関する説明書変更させる必要があるとなければ火災防護設備と共通事項の関係性について整理と。
1:58:36	次廃棄物等の感知器設計が基本設計方針において具体的な体験が読めないため記載前期を検討することに健康方策エリア及び海水管布設エリアについては持ち込み可燃物がないことから、現状、
1:58:53	電力社員な持ち込み可燃物がないっていうのは現状機械で読めないため、追記を検討することでまた本会運用で担保する場合には保安規定、火災防護計画等に記載して検討すること。
1:59:09	続いて、の感知器配置図面において判例が見つらいたため訂正をすることから始めにおいて寸法がわかるようにすること。
1:59:19	同様に感知器においては既設新設がスクリプト理論工夫することが具体的には青灰色見にくいいため、使わないにしていること。
1:59:28	前感知器設計に必要な針の高さ情報がわかるようにする。
1:59:33	消防設備士が設計したことがわかることが今回の申請書の中で品質管理等がわからないため、わかることっていうのを確認すること。
1:59:44	手話前事業者検査で使用する可搬機器配置図も踏まえて今回の関係図面については記載内容を検討すること。
1:59:52	感知器の設置のエリアの金属筐体で覆われていることについてはどの程度問題ないのか、例えば委託とかですね、雨にあれば問題ないのかっていうのを説明すること。
2:00:05	閉弁CV内の火災の発生が著しく小さいとはどういった状況なのか、結局こと。
2:00:12	政策会議の資料案において正確エリアの火災によりその機能に影響を受けないっていう期待っていうのは、今回の感知器精緻に関係ないため削除すか。

2:00:25	消火設備の稼働制御監視機能の流用が低減は検定品と認定品の品質レベルが異なるため問題ないか検討すること。
2:00:35	最後に税源オクダ所長兼務脈が低下に入っていない理由を確認していること、また図面等でCV内での位置関係等もわかるように示すこと。
2:00:46	以上が本日いただいたコメントとっておりますけども、早速あれば、ご協力願います。
2:00:55	はい。
2:01:09	規制庁鈴木へ5番目なんですけど。
2:01:15	班員
2:01:20	こないだの記載を検討しなさいやなくて、
2:01:25	なお書き等の具体的対応のところと、
2:01:30	そうじゃない、そういう一般的な
2:01:33	実際になってるところの
2:01:36	8月の
2:01:38	バランスを含めて検討してください。
2:01:47	一般的な設計方針の記載のところ、
2:01:53	基本設計方針のところですね、最初のところがB廃棄物といったようなだけそこはジェネリックな書き方のようにも読めて後ろのほうを細々としてあるので、バランスよくかけてですね。
2:02:08	はい、はい。以上です。
2:02:13	また離陸の気体ちょっと1個コメントで、一番下に書かせていただいている消火設備を同姓の関係の利用について検定品の認定品で品質レギュラー異なるため問題ないか検討することというのは、計算の段階で確認させて説明とか確認させていただければいいという認識でよろしいでしょうか。
2:02:32	この審査の中で説明が必要でしょうか。
2:02:35	最後にして、
2:02:37	はい。
2:02:45	期限はモリヤしきれ様からはアドバイスとして以下のいただいたというふうに理解してございまして、ちょっとその辺りの品質管理に配備を考えられた方がいよいよというアドバイスいただいたという理解でございまして。
2:03:05	当方にタナベですけれども、可能性に関しては、とですね。
2:03:12	こちら性ですね、無形牽制委員の区別について認識していく。
2:03:27	すみません、電波状態が悪くてですね、もう1回お願いできますでしょうか。
2:03:32	それを指摘された対策室長。
2:03:39	それと、今の内容を理解していただきましたでしょうか。

2:03:47	今ちょっと電波状況悪くて聞こえなかったのもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。お願いします。そうですねと共同作業で、
2:03:56	その認定に当件定義っていう理解がですね、混合するようなCもあるじゃないかってあるのではないかということですね、ご指摘させていただきましたというのもですね、品質管理上ですね、レベル的には消防月ましてはレベル的にやはり
2:04:15	認定に都県定義では、どうしても違いが出てくると。
2:04:19	いうところでそこがごちゃごちゃにならないように整理してくださいという意味です。
2:04:28	関西電力の経営し了解いたしました、ここについてはまた社内でもちょっと確認させていただこうと思います。
2:04:36	よろしくお願いします。
2:04:41	いや、
2:04:42	はい。
2:04:43	すみません、さっきちょっと聞き漏らしたところは1ので、
2:04:53	16 ページです。
2:05:00	CV内の弁風呂場っていうところは説明の中の一番最後の行に、
2:05:06	CRTをケーブルに対しての感知器を設置するってあるんですけど、これはケーブルそのものに感知器をつけるということ。
2:05:19	関西電力のオキタです。
2:05:21	ケーブルそのまま内つけるというよりはちょっと離れたところから、そのケーブルに対して炎感知器で監視を行うような設計と考えております。
2:05:30	ケーブルそのものの疲労
2:05:34	ケーブルに対してはいこの感知器で監視対象とするのケーブルを対象として、岩着ずれイメージです。
2:05:46	はい。そういう何だろう。
2:05:52	多いものっていうのは、すでにほかでもこういう例があるということで、
2:06:01	何かケーブルで7号のに対して、
2:06:04	炎感知器を考えると考えてくれ設置して感知するということから、
2:06:12	ほかにもあるかどうかということですけど、結果、
2:06:17	関西電力の期待今回CRDMのケーブルについてなんですけれども、その辺フロ一部分でむき出しになって見えている部分というのがちょっと限定的になりますので、そのむき出しで見えているケーブルをねらって炎感知器をつけるというようなイメージになります。
2:06:34	またここについては+

2:06:36	弁等を使ってずっと令和号令を提示させていただきます。
2:06:40	実績については、
2:06:44	／炎感知器とかですとそうですね先ほど屋外のあの海水ポンプのように、そういったポンプのモーターとかそういったある対象物をねらった形で設置してるといものがございますけれども、警備の単品でねらってっていう形はございません。
2:07:03	先ほどヤマグチさんもおっしゃったようにケーブルは例えばケーブルトレイですーっと長く一つしてるような場合、こういった場合は光ファイバーをはわせることことで、それを長さ方向で感知するというものはこれ事実でございますが、
2:07:18	今回先ほどオキタ申し上げたように、かなり限定された箇所に特化した監視ですので炎感知器でここになって監視したいというふうに考えてございます。
2:07:31	規制庁やろうケースました結構です。
2:07:35	はい。
2:07:38	はい、じゃあほかよろしいですか。
2:07:41	経常サツカワです。では本日のヒアリング以上にしたいと思いますか何かございますか。
2:07:49	この段階で、東京支社のオオタですけれども、今後の進め方についてちょっと確認をさせていただきたいんですが、今日いただいた御質問をですね事業本部で整理をしてまたご連絡差し上げますけれども、本日の資料の資料一番でご説明させていただいております。
2:08:11	こちら規制庁さんの方からもまたコメントいただけるということなんですけれども、こちらのほうの資料では7月の前半でもう一度お引き継ぎルールで御説明さしあげてというふうに考えておりますけれども、どこの次回のヒアリングというのはまた
2:08:29	ですからこちらの方から資料の準備ができて御連絡という、そういう形でよろしいですか。
2:08:36	はい、基本的にはそれでいいかなと思ってます。
2:08:41	わかりました。あともう1点ですけども審査会合を本件に関しては、おそらく実施していただくことになって思いますけども、会合の時期なんかはまだ現状詰まっていないというふうに理解しておけばよろしいですか。
2:09:02	それによってちょっと資料の作成のスピードですとサハリンのタイミングがかなり数があるのかなと思います。質問してます。まだ確定ではないんですけれども、7月末のほうで一定をつくれるように今調整中ですので、
2:09:17	ちょっとここだけご認識いただければと思います。
2:09:22	広島だと外事業本部のほうは、これどれぐらいめどで資料の回答の資料を準備する予定ですか。

2:09:31	はい。
2:09:40	3 事業本部でございます。本日議論した確認事項と申しますか、結構ございますので、7 月今現実に審査会合を睨んでというお話もお聞きいたしましたので、
2:09:58	何とか 7 月の 13 の週 2 回したいと考えておりますか。
2:10:04	ちょっと今日、今日の来週ってのは厳しいので、予算の中でいかがでしょうか。
2:10:17	わかんない今の業務からの回答なんですけれども、13 の週ということなんですけれども、会合までのご提出のタイミングなんか考えて返戻
2:10:28	のスケジュールで 96。
2:10:32	引っ張らやろう。
2:10:43	だから、
2:10:47	はい。
2:10:49	もちろん卸あれば、
2:10:55	今、
2:10:57	はい。
2:11:00	いや、
2:11:08	次の打ち合わせや、
2:11:11	それをうちの方で
2:11:14	こちらの手法、
2:11:18	低角東京支社をくださいというか、体制ですね、今日出したものの中には、その初回の会合に向けていろいろ情報を整理してくださいっていうけど、細かい話とか、
2:11:35	初回の会合はあくまで概要の話なので、それまでに、基本的には整理でき除熱はやってもらってですね。
2:11:45	ここから先まだまだ話が長くなりそうねっていうふうに今ちょっと出したコメントについてもグレード分けというか、ちょっと考えていただいて、一般的には 7 月末とか、これで 1 回行きさせて整えるっていう形を優先していただければなど。
2:12:08	そういった形で発表していただければ材といただければと思いますけど大丈夫です。
2:12:17	はい。
2:12:19	関西電力のオキタです。
2:12:21	本日いただいたコメントについては、審査会合場合に整理するものとの今後また継続して議論するものについてちょっとグレード分けをこちらのほうで実施させていただきます。

2:12:32	実際に意識コメント改正道につきましては、7月13日の週というのをこちらから固定させていただいたんですけども。
2:12:42	そのスケジュールで問題ないでしょうか。
2:13:06	規制庁サツカワですけれども、
2:13:09	さっき言っていただいております、グレード分けたとしていただいた上で、その次のヒアリングについては、
2:13:17	早目に対処に3の部分については、できれば6の収納をファン／牛タンの知恵ちょっとBP7休みがあったりとかする関係で、
2:13:27	ちょっとぎりぎりになっちゃうので、できればこの週の後半のほうにでもいいからできればなと思ってんですけども、難しそうですか。
2:13:38	はい。俯瞰で原子力事業本部でございますが、こちら13と申し上げながら13番と後ろが面白いなと思ってる所もございまして、別で登録の週の後半かわりですね。その時に
2:13:54	それ用意できてる特に審査会合に向けて詰めておくものがですね、お返しできるように整えて対応したいと思っております。
2:14:05	はい。規制庁だって返せありがとうございます。それでよろしく願いいたします。
2:14:14	他によければこれで以上にしたいと思いますけどよろしいでしょうか。
2:14:21	やっぱり事業本部の方は結構です。沢山先ほど確認いただきましたが、
2:14:29	こちらとしては結構ですが、いや大丈夫ですか、そういったものが大きくはいはいありがとうございますいやあ本日のヒアリングが異常にいただきます。ありがとうございます。わかりました。